

1 届出の種類

届出書の名称	内 容	期 限
肥料販売業務開始届出書 【様式第 15 号イ】	肥料の販売を開始する場合	販売開始後 2 週間以内
肥料販売業務開始届出事項変更届出書 【様式第 15 号ロ】	届出事項に変更が生じた場合	変更が生じた日から 2 週間以内
肥料販売業務廃止届出書 【様式第 15 号ハ】	肥料の販売を廃止する場合	販売を廃止した日から 2 週間以内

2 届出に必要な書類

①上記の届出書【正副 2 部】

②添付書類【各 1 部】

添付書類	開始	廃止	変更
法人：登記簿抄本（写し可）	○	—	※
個人：住民票等氏名住所が確認できるもの ※住民基本台帳ネットワークで手続きする場合は不要	○	—	※

○：必要、—：不要

※：変更する内容に応じて提出

3 届出書の提出先

住所地を管轄する**広域振興局の農政（林）部**に提出する（郵送可）。

※住所地とは、主たる事務所の所在地、または生産を行う事業場の所在地（事務所が県外の場合）

住所地	広域振興局名	住所・お問い合わせ電話番号
盛岡市、八幡平市、滝沢市、葛巻町、 岩手町、雫石町、矢巾町、紫波町	盛岡広域振興局農政部	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 電話 019 (629) 6597
奥州市、金ヶ崎町、花巻市、北上市、 遠野市、西和賀町、一関市、平泉町	県南広域振興局農政部	〒023-0053 奥州市水沢大手町 1-2 電話 0197 (22) 2841
大船渡市、陸前高田市、住田町、 釜石市、大槌町、宮古市、岩泉町、 山田町、田野畑村	沿岸広域振興局農林部	〒026-0043 釜石市新町 6-50 電話 0193 (25) 2704
久慈市、洋野町、野田村、普代村、 二戸市、軽米町、一戸町、九戸村	県北広域振興局農政部	〒028-8042 久慈市八日町 1-1 電話 0194 (53) 4983